

水道料金・下水道使用料などの未納に関する対応について

各種料金は、納期限までの納付をお願いしていますが、一部の方については納期限を経過しても納付をされていません。

その場合、督促状や催告書を送付し、それでもなお、納付されない場合や納付相談がない場合は、次のような対応を取ることとなります。

【水道(簡易水道)料金の滞納】
給水停止予告通知書を送付し、指定期限までに納付されない場合や納付誓約をしない場合には、やむを得ず給水停止を実施しています。それでも滞納が解消されない場合は、裁判所への手続きを行った上で、財産の差し押さえの手続きを取ることとなります。

【下水道使用料・集落排水使用料・下水道事業受益者負担金・集落排水事業受益者負担金の滞納】

財産差押予告通知書を送付し、指定期限までに納付されない場合には、給与や預貯金などの差し押さえを行うこと

となります。

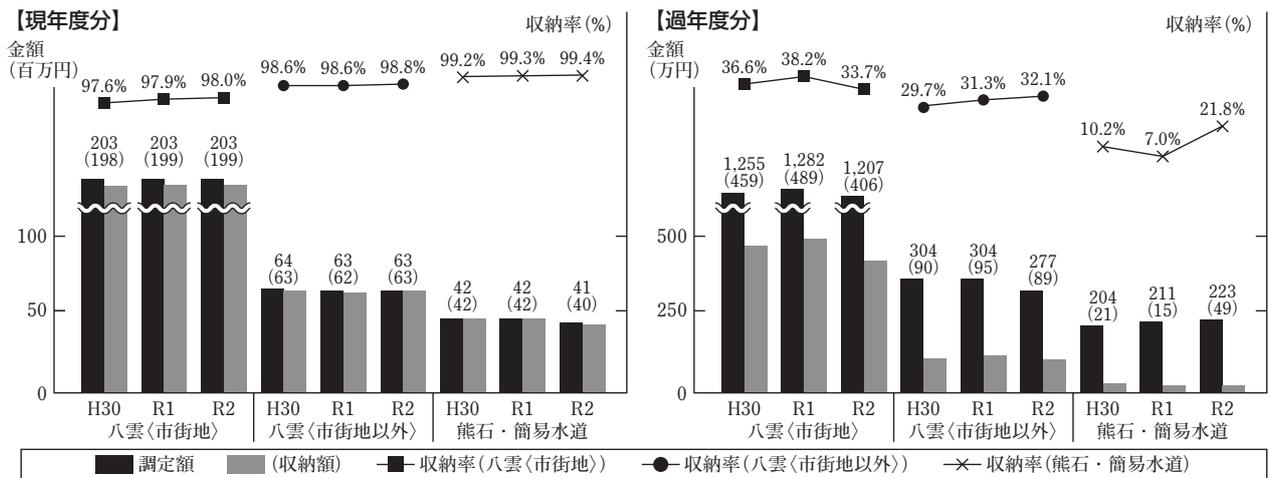
ただし、集落排水使用料については、裁判所の手続きを行った上で差し押さえを行うこととなります。

水道事業は法令に基づき、皆さまからの料金収入を基本に運営しています。安心・安全な水道水を安定的に供給するための施設の更新や維持管理には、皆さまの水道料金が

町では、財産の確保や公平性の観点から、今後も引き続き滞納整理を強化していきま

【問い合わせ・納付相談先】
環境水道課業務係
0137-63-2020
熊石総合支所地域振興課
01398-2-3111

水道・簡易水道 料金収納状況の推移



下水道・集落排水 使用料収納状況の推移

